

条 件

- 1 港湾施設用地使用許可証を車内又は看板等の見やすいところに掲示すること。
- 2 利用者が見やすい位置にごみ箱又はごみ袋を設置し、申請者において持ち帰ること。
- 3 出店ごとにキッチンカー及びその周囲を清掃すること。
- 4 出店後は現況復旧を確実にすること。
- 5 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すこと。
- 6 車を運転する者へはアルコール類の提供を行わないこと。
- 7 火気を使用する場合は業務用消火器を設置すること。
- 8 園内に汁物や油類及び食品の廃棄を行わないこと。
- 9 使用許可の第三者への譲渡、貸与、出店者同士の交換は禁止する。
- 10 出店を中止した場合であっても使用料は還付しない。
- 11 使用期間内であっても、公用又は公共用に供する必要がある時は、許可の取消し又は内容の変更を命ずることがある。これに伴う全ての損失については補償しない。
- 12 9の許可処分に伴う措置は、上越地域振興局長（以下、局長）の指示に従って許可受人が行い、その経費は全て許可受人の負担とする。
- 13 許可を受けた施設を第三者に使用させ、又は許可目的以外に使用した時は、許可を取り消し、又それにより生じた全ての損失は補償しない。
- 14 施設の使用に当たっては、善良な管理と安全、環境衛生の保持に努め、周囲に迷惑を及ぼす事がないよう努めること。
- 15 施設に損傷を与えた時は、速やかに届出、局長の指示に従って復旧すること。
- 16 施設の使用中に発生した紛争又は事故については、許可受人が一切の責任を負って解決すること。新潟県はその責めを一切負わない。
- 17 期間内であっても施設を使用する必要がなくなった時は、速やかに原状に回復すること。
- 18 上記に定めるものの他、新潟県港湾管理条例及び同施行規則の定める事項を守らなければならない。